

交 監 第 7 7 号
平成 2 9 年 9 月 8 日

請求代表者 XXXXXXXXXX 様

交野市監査委員 小 串 弘 明
交野市監査委員 三 浦 美代子

住民監査請求に係る監査結果の修正について（通知）

平成 2 9 年 9 月 1 日付け交監第 6 9 号にて通知しました住民監査請求に係る監査の結果について、一部不正確とも捉えられる記載があるので、修正することとなりましたので通知します。

なお、修正については監査結果には影響を与えるものではないと判断していますことを申し添えます。

しかしながら、監査結果に影響がないというものの、記載不備による修正を行うことについて、今後は十分注意し、事務執行に努めてまいりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

記

修正箇所

1. 5 頁下段から 5 行目「市が行った技術的については、」から、6 頁上段から 3 行目「題がない。」までについて、以下のとおり下線部を追加修正する。

「平成 2 8 年度に市が行った星田北・高田地区及び星田駅北地区で検討されている土地区画整理事業に係る技術的援助に要する経費については、市が都市計画マスタープランに基づき、第二京阪道路沿線の有用性を活かしたまちづくりを行うために、土地区画整理事業を念頭にして地権者を支援するための市の事業として、本請求がなされた平成 2 4 年度以前から継続的に進められている事業経費の一環であるため便宜供与には当たらない。事業を進めるにあたり、市が一般会計から支出した金額については、予算として本請求がなされた各年度全てにおいて地方自治法第 2 1 1 条の規定により市議会の議決、決算については平成 2 7 年度までの各年度において同法第 2 3 3 条の規定により市議会の認定を得ており、公益性、公共性を有すると認められていることから、市の事業として実施したことについては問題がない。」